

【No.18】市税等の徴収猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対する市税等の徴収を猶予（地方税法第15条）。
- 納税者の申告に基づき、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合、原則として1年以内の期間に限り、その徴収を猶予します。
- 徴収猶予に係る担保の提供が不要に、また延滞金もかかりません。

【No.19】市税等の減免

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して市税等（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の減免を行う。主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、減少額が前年の事業収入等の額の30%以上などの一定の要件を満たす場合、減免基準に基づき減免します。

※ No.18、19 は、関係法案が国会で成立することが前提となります。